

「女性消防吏員の活躍」に向けた下呂市消防本部特定事業主行動計画

令和 3 年 4 月 1 日

下呂市消防本部消防長

下呂市消防本部における女性消防吏員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、下呂市消防本部消防長が策定する特定事業主行動計画である。

1. 現状分析

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に関する内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条の規定に基づき消防本部において、それぞれの女性吏員の職業生活における活躍の状況を把握し、改善すべき事情について、以下のとおり分析を行った。

（1）男女別の消防吏員在籍状況

令和 3 年 4 月 1 日現在、下呂市消防本部（以下「消防本部」という。）は、3 課 3 消防署 1 分署体制で、男性吏員 86 名が在籍しているが女性吏員の在籍はない。

（2）過去 5 年間の採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

平成 28 年度から令和 2 年度の 5 年度で 85 名の採用試験受験者（うち 18 名採用）があり、女性の受験者は 2 名であった。

（3）採用した消防吏員に占める女性の割合

女性吏員の採用実績はない。

（4）平均した継続勤続年数の男女の差異

令和 3 年 4 月 1 日現在で、男性吏員の平均勤続年数は 17 年 5 月となっているが、女性吏員の在籍がないため比較ができない。

（5）消防吏員一人当たりの月ごとの平均超過勤務時間

消防吏員は、勤務体系により毎日勤務者と隔日勤務者に区分されるが、令和 2 年度における勤務区分別の月ごとの平均超過勤務の状況は次のとおりである。

【令和２年度勤務区分別平均超過勤務状況】

区 分	４月	５月	６月	７月	８月	９月
毎日勤務者	0.71	0.21	0.64	18.43	2.79	2.71
隔日勤務者	1.38	1.72	1.60	18.31	1.24	3.28
全 体	1.32	1.58	1.52	18.32	1.37	3.23
区 分	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
毎日勤務者	2.29	2.86	0.07	1.93	1.36	1.57
隔日勤務者	2.45	2.82	2.14	1.57	1.67	2.10
全 体	2.44	2.82	1.96	1.60	1.65	2.05

※ 毎日勤務者及び隔日勤務者のいずれにおいても、課題があると判断されるべき月４５時間の超過勤務を上回る月はなく、業務量に対して人員が不足し長時間労働を強いている環境にはない。

（６）管理的地位にある吏員に占める女性吏員の割合

令和３年４月１日現在で、管理職手当が支給されている課長級以上の吏員は１４名であるが、この中に女性吏員はない。

（７）各役職段階における吏員に占める女性吏員の割合

令和３年４月１日現在、各役職段階における吏員数は、部長級１名、課長級１３名、課長補佐級１２名、主任主査級１３名、主査級１７名、主任級９名、主事級２１名であるが、いずれの役職においても女性吏員はない。

（８）育児休業取得率及び平均取得期間

男性吏員１名が育児休業を取得したが目標値に達していない。

（９）男性吏員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇の取得率・平均取得日数

【令和２年度中 勤務区分別取得状況】

区 分	配偶者出産休暇				育児参加のための休暇			
	該当者	取得者	取得率	平均日数	該当者	取得者	取得率	平均日数
毎日勤務者	０	０	０	０	０	０	０	０
隔日勤務者	７人	０人	０％	０	７人	１人	１４％	２日
全 体	７人	０人	０％	０	７人	１人	１４％	２日

※ 育児参加のための休暇取得状況が低く、男性吏員の育児をはじめとした家庭生活への関わりの促進を図る必要がある。

(10) 年次有給休暇の取得状況

【令和２年度中 区分別取得状況】

区 分	消防吏員 平均年次有給休暇取得日数	消防吏員を除く市職員 平均年次有給休暇取得日数
毎日勤務者	11.88日	10.30日
隔日勤務者	14.00日	
全 体	13.63日	

2. 抽出された課題

- (1) 女性吏員の採用実績がなく、調査した過去５年間には採用の前提となる女性の受験者は、わずか２名である。
- (2) 男性吏員の育児参加のための休暇取得状況が低調であり、配偶者である女性の職業生活における活躍推進の阻害要因となっている可能性がある。

3. 女性消防吏員の活躍の推進等に向けた計画期間、数値目標及び取組内容

- (1) 計画期間
本計画策定から令和８年３月末日までを第２期とする。
- (2) 数値目標の設定
現状分析から抽出された課題を受け、次のとおり目標を設定する。

目 標		数値目標 令和７年度	現状値	目標値の設定について
1	女性消防吏員の 計画的な増員	10％程度	0.04％	採用試験応募者割合を10％程度まで引き上げる努力をする。
		2％以上	0％	女性吏員割合を2％以上に引き上げる努力をする。
2	男性消防吏員の 育児参加のため の休暇取得率	20％以上	14％	育児参加のための休暇制度の周知を図り20％以上の取得を目指す。

3	年次有給休暇取得日数(継続的)	10日以上	13.63日	全消防吏員が10日以上の取得を目指す。
---	-----------------	-------	--------	---------------------

(3) 具体的な取組内容

1	女性消防吏員の計画的な増員			
対 象	消防総務課・各消防署			
内 容	①これから社会人になる年齢層の女性に対し、具体的な業務内容や勤務条件等を含め、消防は女性が活躍できる職場であることの理解を深めるため、企業説明会の場などで魅力について、より積極的にPRする。 ②女性吏員の採用を考慮し、消防本部、各消防署において、女性専用トイレや仮眠室等の施設・装備品の整備を推進する。			
2	男性消防吏員の育児のための休暇取得			
対 象	全吏員			
内 容	①消防長は、父親となる吏員が子育てに積極的に参加できるよう、全吏員に育児休業及び出産・育児参加を支援する休暇（以下「特別休暇」という。）の活用促進を周知する。 ②所属長は、特別休暇の取得を希望した吏員が、希望どおりに取得できるように勤務及び業務等を調整する。 ③特別休暇の取得を希望する吏員は、希望どおりに取得でき、かつ業務が円滑に行えるよう、できるだけ早い段階で所属長と相談する。 ④配偶者の妊娠中の健康診断、出産及び出産のための入退院の付き添いのほか、子どもの定期診断や予防接種、病気時の看護の際は、特別休暇を活用しながら積極的に協力する。			
3	年次有給休暇取得			
対 象	全吏員			
内 容	①全吏員が年次有給休暇の取得目標を定め、日頃から職場内でコミュニケーションを図り、年次有給休暇を取得しやすい環境をつくる。 ②所属長は、部下の心身の健康維持について配慮し、休暇取得状況を把握するとともに、積極的な休暇取得を継続的に行うよう働きかける。			
実 施 体 制	女性消防吏員の活躍を推進するため、消防長、各消防署長、各課長は、本行動計画の進捗状況を定期的に検証し、必要に応じ改訂を図ること。			